

みんなに知ってもらいたい 性の多様性

教育編



チーバくん

本冊子について

性的マイノリティの児童生徒は、いじめ被害に遭いやすく、また不登校になったり、自殺念慮を抱いたりする割合も高いとも言われています。しかし、保護者や教職員、友人にも相談しにくいため、そうした児童生徒の実態は見えにくくなっています。大人に分かってもらえると思えないから、相談できないのだとしたら、大人が正しい知識を得る必要があります。この冊子では、レインボー千葉の会の活動を通して得た知識や情報を、子育てや教育に関わる全ての方にお伝えします。

性のあり方の基礎知識

● 性というと、男・女という二つの文字を思い浮かべる人が多いかもしれません。私たちが生まれた時に男女のどちらかに割り当てられることから、それは当然かもしれません。しかし、現代社会では、性には少なくとも4つの側面があると考えられています。実は、私たち一人ひとりは異なる性を持っているのです。

01 身体の性

生まれたときの生物学的な意味での性です。
実際には男・女にきれいに分かれず、
男性女性両方の特徴を持つ人、
どちらの特徴も持たない人もいます。

02 自認する性

自分で認識している自身の性です。
身体の性と自認する性が一致しない人や、
男・女どちらでもないと感じる人もいます。

03 好きになる性

魅力を感じる相手の性です。
異性に惹かれる人が多いとは思いますが、
同性や複数の性に惹かれる人、いずれの
性にも惹かれない人もいます。



04 表現する性

見た目やしぐさ、言葉づかいなど、
自分が表現する性です。ファッションや
マイク、担いたい役割など、
多くの表現方法があります。

※性自認、性的指向、性表現
一般的には、自認する性を「性自認」、好きになる性を「性的指向」、表現する性を「性表現」という言葉で表します。

※SOGIE

性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity)、性表現 (Gender Expression) の頭文字を組み合わせた言葉で、ソジーと読みます。国際的にはこの言葉がよく使われます。

● 性のあり方は多様であり、現実の社会にはさまざまな人が混在して生活しています。その中でも、LGBTとは下図の人たちの総称です。自分たちの性のあり方を説明する言葉として使われています。

Lesbian レズビアン



女性として
女性が好きな人



Gay ゲイ



男性として
男性が好きな人



Bisexual バイセクシュアル



異性と同性どちらも
惹かれることがある人



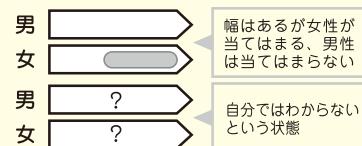
Transgender トランジンジャー



自認する性と、生まれた時に
割り当てられた性別が一致しない人



(凡例) それぞれの性の側面は独立しているため、それぞれに男女のグラデーションを設けています。
右側に行くほどその性別に強くあてはまるということを意味します。



自認する性

男	幅狭
女	幅広

表現する性

男	幅狭
女	幅広

※本紙では説明を省略しますが、LGBT以外にもさまざまな性のあり方があり、多くの名称があります。

※私たちは普段「身体の性と自認する性が一致し、異性を好きになる人」を想定しがちですが、実際には
さまざまな人と共に生きていることを覚えておきましょう。

- 性的マイノリティは、「身体の性と自認する性が一致し、異性を好きになる人」以外の人を表す言葉です。近年、性的マイノリティの人口割合の調査は日本国内でも複数実施されており、8～10%という結果になっています。この数字をイメージするために、以下の例を見てみましょう。

性的マイノリティの割合と同程度

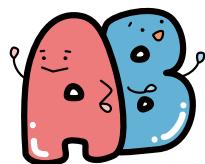
苗字ランキング1～6位

佐藤・鈴木・高橋
田中・伊藤・渡辺
の割合

左利きの人の割合



血液型がAB型の人の割合



皆さんは上の方々とは実際に会ったことがあるのではないでしょうか。実は、性的マイノリティの人たちは身近にいます。しかし、まだまだ公表できない世の中の雰囲気や事情があり、打ち明けていないことが多いのです。

- ライフステージごとにさまざまな困難が報告されています。

生涯を通じて存在する困難

男女二分論と異性愛を前提とした教育や社会システムに合わせざるを得ないことから・・・

- 自己否定感 ●孤独感 ●自殺念慮 ●カミングアウトなど自己開示への不安 ●通院時、入院時の困難

詳細は「医療編」を参照ください

» 学齢期

周囲と異なることから生じる困難

- いじめ・不登校
- ロールモデル（※）の不在
※生き方、働き方の参考となる人

自認する性と身体の性が一致しないことから生じる困難

- 希望しない制服・トイレの強制
- 身体の成長への違和感

詳細は「教育編」を参照ください

» 青年期・壮年期

自分らしく生きることへの困難

- 同性パートナーと法的に家族になることが不可能
- アウティングへの恐怖感
- ホルモン治療や性別適合手術に必要な労力・費用

経済的な困難

- 採用差別
- 理解のない職場での困難や不本意な転職の繰り返し

詳細は「生活・法律編」を参照ください

» 高齢期

パートナーとの死別時の困難

- 葬儀参列の可否
- 相続や各種名義変更の可否

独りでの生活の困難

- 老人施設に入所する場合の扱いへの不安
- 性的マイノリティの友人との関係維持

私たちにできることはあるの？

- 性の多様性を理解し、性的マイノリティの人たちも考慮した行動をとることが重要です。例えば、以下のことから実行してみませんか？



性的マイノリティに関する理解を深める。



…⇒ この冊子をきっかけとして、ニュース、映画、ドラマ、本など具体的な情報に触れて、自分の行動をより良くするヒントを得ましょう。



性に関する話題でからかわない、陰口を言わない。

…⇒ 誰かを悪い気分にさせる言葉はやめましょう。その場に当事者やそのご家族、友人がいる場合もあります。その人たちを想像以上に傷つけ、発言した人の信頼も失われます。



虹色のグッズを日々の生活に取り入れる。

…⇒ LGBTの人たちが主体となり、世界中で性の多様性について理解を広める活動が行われています。その活動のシンボルとして6色の虹が使われてきました。この虹を取り入れることで、理解者のひとりであることをさりげなく伝えることができます。



気をつけるべきことはあるの？

- 性的マイノリティであることを、本人の承諾なく誰か他の人に伝えることは絶対にやめましょう。これはアウティングと呼ばれ、当事者を傷つける行為として問題視されています。誰に伝えてよいかは必ず本人に確認を取りましょう。詳細は「生活・法律編」を参照ください。

アウティングって何？

アウティング (Outing) とは、本人の許可なく性的マイノリティであること（自分自身の性別をどう感じているか。誰を好きになるか、魅力を感じるか）を他人に話してしまうことです。



性的マイノリティの児童生徒は、いじめ被害に遭いやすく、また不登校になったり、自殺念慮を抱いたりする割合も高いとも言われています。しかし、保護者や教職員、友人にも相談しにくいため、こうした児童生徒の実態は見えにくくなっています。大人に分かってもらえると思えないから、相談できないのだとしたら、大人が正しい知識を得る必要があります。この冊子では、レインボー千葉の会の活動を通して得た知識や情報を、子育てや教育に関わる全ての方にお伝えします。



Q 学校として性的マイノリティに対応するための根拠は何ですか。

A 文部科学省が発出した通知をわかりやすく解説した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)が現在、最新のものとなります。文部科学省の調査の結果や、下の表が示すような学校で行われてきた対応の例などが具体的に説明されています。

項目	学校における支援の事例	
服 装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める	
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)	
更 衣 室	・保育室・多目的トイレ等の利用を認める	
ト イ レ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める	
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す	・自認する性別として名簿上扱う
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する	
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)	・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める	
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める	・入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

また、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが明記されました。



Q 性的マイノリティとしての対応をしてもらうために、診断書は必要ですか。

A 文部科学省の「教職員向け」通知にあるQ & AのQ 8では、「児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重」として、診断書を要件とはしていません。

世界保健機関(WHO)は1992年に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」とし、性同一性障害という診断名も、WHOの国際基準ICD-11(2022年発効)では「性別不合」となり、医療的ケアの対象ではあるものの、精神疾患からは除外されました。現在の日本では、日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第4版改訂)」が基準とされています。診断書を取るために2名の精神科医から診断を受ける必要があります。経済的負担、時間的負担が必要です。診断を確定するためには、染色体やホルモンの検査、外性器や内性器の検査を受ける必要があります。またセクシュアリティやジェンダーに関する様々な聞き取りがあるなど、精神的負担も小さくないことを考慮する必要があります。

自傷行為が著しいなど医療的ケアが必要と考えられる場合には、個人情報の扱いに注意をはらいながら医療機関との連携や助言を受けることも大切です。

**Q**

学校はトランスジェンダーしか対応してくれないのでですか。

A

トランスジェンダーの場合、性自認に基づく性表現・役割として制服や髪型、トイレの問題など、目に見えやすい形で困難が現れることがあります。特に制服に対しては、トランスジェンダーの25%が自殺を考えた原因として挙げている調査(*1)もあり、「本人のわがまま」や「他の生徒の指導との兼ね合いから難しい」などといって片付けてしまうことはできない問題です。

これに対して同性愛（ゲイやレズビアン）や、両性愛（バイセクシュアル）などについては、目に見えない性的指向が異性愛ではないことが、本人が抱える困難を見えづらいものとしています。しかし、その困難の原因をその子どもの中に求めることがあってはなりません。異性愛を前提とした教科書の記述や、アニメ・ドラマなどの描写、大多数が異性愛者である児童生徒どうしの日常会話、教師からの指導、男女二分を前提とした学校の様々な仕組みが悩みや苦痛の原因となっていることがあります。同性愛など、非異性愛である性的指向は、なんらおかしいものではないという正しい知識を得ることができず、その苦しみを相談できる相手や場所が少ないとこは、現在の学校教育における大きな課題です。

シスジェンダー（性自認が出生時の指定性別に一致）でヘテロセクシュアル（異性愛）のみではない、多様な性のあり方について、教職員も児童生徒も理解し、互いに共に生きる者どうしとして尊重し合うことができる教育のあり方が求められています。

*1) 岡山大学ジェンダークリニックによる調査

**Q**

学校で多様な性についての教育があまり行われていないのは、なぜでしょうか。

A

大多数の人が性的マイノリティについて学ぶ機会がなかったのと同じように、教職員もほとんど学ぶ機会がありませんでした。教職員を養成するカリキュラムに性的マイノリティへの対応が盛り込まれておらず、出身養成機関で学んだと答える教職員が1割に満たない現状があり、また性的指向は変えられる等の誤った認識でいる割合も高いことが指摘されています(*2)。まずは教職員が正しい知識と認識をもつことが大前提として求められており、積極的に研修課題に取り入れていくことが望まれます。

千葉県でも「学校人権教育指導資料第36集（40集）」にテーマとして取り上げ、周知啓発を図るなど、取組を進めています。

しかし、保健体育科では思春期になると「異性への関心も芽生えることを正しく理解する」と書かれているなど、学習指導要領ではLGBT等の多様な性や家族のあり方が想定されていないと思われ、そのために、教育課程に位置付けにくくなっているとも考えられます。ただ、道徳や社会、家庭科などの教科書に発展的内容として同性愛や性別違和のある人々のことや、様々な家族のあり方が取り上げられてきています。今後は日本の学校でも、これらの教育機会は増えていくと期待されます。

今後はUNESCOが提唱する包括的性教育(CSE)の考え方に基づいて、自分と相手との関係性を考え、そして人生を豊かにするための観点から性を扱っていくようになることが教育現場には望まれています。

*2)「子どもの人生を変える先生の言葉があります」

平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業





性的指向や性自認について小中学生に教えるのは早すぎませんか。



A 同性愛(ゲイ)であることをなんとなく自覚した平均年齢は13.1歳、性別違和を小学校入学前に自覚したのは56.6%、中学生までには89.7%という調査結果(*3,4)があります。また、自殺念慮を抱くピークの一つは、小学校高学年～高校生の思春期と重なります。

小学校から発達段階に応じて多様性を認め合う価値を教えること、中学生では性的指向や性自認について学び、人権尊重の姿勢を養うことは、差別やいじめを防ぐことにもつながります。10人～11人に1人はいる(*5,6)とされる性的マイノリティの存在を「いなかったこと」にしてはなりません。

*3) ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート(2015年) *4) 岡山大学ジェンダークリニックによる調査

*5) 電通ダイバーシティラボによる調査(2018年)

*6) 株式会社 LGBT総合研究所による調査(2019年)



児童生徒のカミングアウトについて、どのように考えたらよいでしょうか。



A 個々の当事者が抱える困難や悩みの程度は様々です。まずは何かを決めつけたり、否定したりせず教育相談の考え方に基づいて児童生徒の話をよく聞くことが大切です。そして、本人の同意を得ながら管理職を含め教職員が共通理解を図っていくことが求められます。他の児童生徒や保護者の理解を促す学習場面を設定し、カミングアウトのメリット・デメリットやリスクを確認しながら当事者が納得できる範囲でのカミングアウトと、周囲の理解を積み上げていくことが大切です。

ただし、教職員や保護者を含め、完全に秘匿した状態での生活を望む場合があることも忘れてはいけません。カミングアウトするかしないかは、本人が決めることです。また個別対応を理由として、カミングアウトの強制をすることもあってはなりません。

そして何より、時には命に関わるアウティング(暴露)の危険性を当事者にも他の児童生徒にも理解させていくことが必要です。



教職員や学校は、どのようなことを日頃から意識しておけば良いでしょうか。



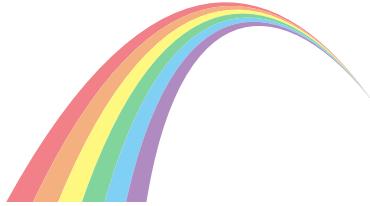
A 同性愛や性別違和のある児童生徒は、いじめ・不登校・自殺念慮など人権に関わる深刻な問題を抱えているにも関わらず、誰にも相談できないでいる場合が多くあることを念頭に置く必要があります。多様な性のあり方は生き方や働き方など人生に直接関わるものであるにも関わらず、差別や偏見にさらされています。これまでの性教育の枠組みではなく、人権教育として位置づけ、正しい知識を伝え広めていくことが求められています。

当事者児童生徒が一人で悩みを抱えないためにも、他の児童生徒への理解を促すためにも、日頃から学校の姿勢として性的マイノリティを含む多様なあり方と人権を尊重している学校であることを日頃から伝えておくことが必要です。

同性愛や性別違和を否定したり嫌悪したりするような児童生徒の発言には、教職員が積極的に介入する姿勢をもち、教科書で扱われる典型的なジェンダー像や家族像以外のあり方にも肯定的なメッセージを発していくこと、そして国際的な動向を伝えながら、これからの中社会を作っていく一員として、どのように生きていくのかを考えることを促していきましょう。

学校では当たり前のように男女を分ける場面が多くありますが、学校生活や授業・行事、持ち物の色などに見られる男女区分や「男らしさ」「女らしさ」が本当に必要なものか、それにによって困難を感じる児童生徒はいないのか、常に問い合わせていくことが求められています。

インターネットには肯定的な内容と同じくらい否定的な言説もあふれています。ポスター掲示や書籍の配架などを通じて、学校から正しい情報を積極的に発信していくことも大切です。



相談先

① みんなの人権110番

様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話はおかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで 電話番号：0570-003-110

URL：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

② 子どもと親のサポートセンター

千葉県教育委員会により設置された教育機関です。本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行っています。

受付時間：24時間対応 電話番号：0120-415-446（千葉県内のみフリーダイヤル）

※メール/FAX相談可（saposoudan@chiba-c.ed.jp/043-207-6041）

URL：<https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

③ 総合労働相談コーナー

LGBTQ やセクシュアルハラスメントなども含めた労働問題についてのご相談を面接又は電話でお受けしています。

受付時間：平日午前9時30分～午後5時

電話番号：千葉県内の各地域により異なります。下記 URL からご確認ください。

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/syozaiti03/soudan06.html>

④ 弁護士によるLGBTs専門相談

電話で予約して対面相談が可能です。千葉県弁護士会の専門知識のある方が対応します。

受付時間：平日午前10時～午後4時（午前11時30分～午後1時を除く）

電話番号：043-306-9873

URL：<https://www.chiba-ben.or.jp/soudan/consultation/lgbts.html>

⑤ よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ専門ライン

24時間フリーダイヤルの相談窓口です。よりそいホットラインのセクシュアルマイノリティ専門ラインへのご相談は、音声ガイダンスから「4」を選択してくださるとつながります。

受付時間：24時間対応 電話番号：0120-279-338

URL：<https://www.since2011.net/yorisoi/n4/>

⑥ レインボーカラー千葉の会

レインボーカラー千葉の会では相談窓口など、お困りごとがある方々に役立つ情報をを集めています。
掲載内容は随時更新していきます。ぜひご参照ください。

URL：<https://rainbow-chiba.org/link/>

企画・製作：レインボーカラー千葉の会

発行：千葉県

協力：千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会

（千葉県・千葉県教育委員会・千葉市・千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会）